

第 1 章

清末の対外体制と対外関係

岡本隆司

はじめに

中国近代史をアヘン戦争から説き起こすことは、長きにわたって学界の通例であった。とりわけ対外関係についてみれば、それはたしかに十分な合理性がある。アヘン戦争は中国が西洋とはじめて深い政治的な関係を持ち、西洋的な近代国家となろうとする歩みをはじめた出発点だからである。

もっともそこには、抱かれることすらなかった疑問がある。出発する主体である中国が当時、いかなる体質、体調だったのか、どのような動機、方法で出発したのか、中国はその前後を通じ、全体としてどんな動きをしたのか。たとえばこうした問いは、「封建体制」「半植民地半封建社会」という所与の概念で片づく、自明のことがらだったのである。

だがこんな観点は、もはや問題にならなくなって久しい。現在ではむしろ、上に紹介したような疑問のほうが、すぐれて考察の対象となっている。その具体的な解答が出てくるにつれ、アヘン戦争で説き起こすことは、ほとんどなくなった。出発点のひとつにはまちがいないけれども、それ以上のものでないことがはっきりしたからである。

一事が万事、アヘン戦争をたとえば、日清戦争に置き換えてもよい。もちろん史料や方法、史実や評価は同一ではありえないが、研究する側のみかたや姿勢では、ほとんど同じことがいえるはずである。

ある立場、観点からする合理性、重要性は、絶対ではない。別の視角からたえず検証する必要がある。旧来の史観では問うまでもなかった事実を新たな観点からみなおし、その意味を解き明かさねばならない。現在はこのように、19世紀中国に対する従来の歴史像を書きあらためている段階だといえる。

そうした現状に立脚しながら、20世紀の東アジア国際関係の前提をなす清末の対外関係を考えるなら、それは清朝がいかに関係をもったか、あるいはとりむすぼうとしたか、をみるばかりでなく、その行為や動機が由来するしくみをも問いなおさざるをえない。それをここでは、対外体制とよぼう。19世紀における清朝の対外体制とその変遷、それが現出させた対外関係の推移をあわせて描き出す。それが本章の課題である。

1. 清代の体制

清代の統治構造

清末の対外体制を考えるさい、前提として見のがせないのは、それにさきだつ清代の体制である。清朝は史上空前の版図を有し、多くの種族をかかえていた。したがってその統治構造の全体を、すみずみまで精確に描き出すには、筆者の力量はもとより、本章の紙幅も、とうてい十分ではありえない。行論にかかわるところだけ、大づかみに述べよう。

清朝の統治を一言で説明してしまえば、明朝流の「華夷」の峻別と分断を払拭したものだといえる。1636年、満蒙漢三族が推戴した「大清國」の皇帝は、^{グイキングルン}満洲の族長がモンゴルの大ハーン、漢人の天子を一身に兼ねた存在にほかならない。さもなくば、清朝があそこまで拡大することはなかっただろう。異なる種族に有効な統治をおよぼし、膨大な版図を現出した要諦は、清朝皇帝が各々に、ただ一人で君臨したところにある〔石橋 2000〕。

モンゴル人にとっては、あくまでそのハーン、漢人にとっては、あくまで中華の皇帝、同一人物でありながら、別個の異なる君主である。しかもその君主じしんは、種族がちがう。となれば、そうした君臨の成否は、ひとえに被支配民の納得、支持を獲て、かれらをうまく統治できるかどうかにかかっている。複数の君主を一身に兼ねる以上、ひとつの種族の統治に失敗したなら、別の種

族統治に影響をおよぼしかねないからである。

いいかえれば、清朝皇帝のなすべきは、それぞれの種族にたえず身をもって、君臨の正当性、あるいは正統性を証明することにあつた。自らが誰にとっても、前代をうけつぐに足る君主でなくてはならない。そこで在地在来の体制になるべく手をふれず、しかも前代に優越する善政を布く、というのがその統治原則となる。

多くの種族のうちもっとも巨大、もっとも「難治」なのが、明朝治下の漢人である。かれらに君臨した歴代の清朝皇帝は、そのため心血を注いで統治にあたり、伝統的な中華皇帝の模範となるにつとめ、また実際もっとも模範に近づいた。康熙、雍正、乾隆を頂点に、清朝ほど英邁な天子を輩出した中華王朝はない。

清朝は明朝の正統をひきつぐ、というのがその統治の前提であるから、中央地方の官制を踏襲し、漢人の社会秩序、経済活動があるがままにみとめ、これに干渉、介入することは手控えた。いわゆる「以漢治漢」である。とはいえ、明末の弊政までうけつぐつもりはない。現状にあわない制度は改廃し、綱紀を肅正し、秩序の回復につとめた。

そのうちもっとも重要だったのは、つとに墮落の極に達していた官僚の統制である。官僚の非違をとりしまるため、明朝は宦官を使ったものの、かえって混乱と腐敗に拍車をかけた。清朝の場合、宦官よりはるかに信頼でき、武力もそなえた八旗を有していた。中央主要官庁の満漢併用制も、満洲人が実務者の漢人を傍から監視するという制度である。

もとよりすべての満洲人、八旗がはじめから、清朝の皇帝に従順だったわけではない。その場合、かれらは中央主要政庁の六部を掌握して、勢力を張るのを常とした。しかし皇帝が八旗を完全に掌握すると、六部もその権勢を失って、それぞれが専ら管轄範囲をあつかう、いわば皇帝直属の諮問機関と化した。

地方の政治は一省をつかさどる総督・巡撫（以下「督撫」）に一任した。この督撫以下の地方官に、おおむね漢人を登用したのも、「以漢治漢」の方針どおりであつて、その点からいえば、清朝の漢人支配は、本質的に分権的なのである。しかし地方官に対する統制は、徹底していた。史上有名な雍正帝の^{そうしやう}奏摺政治もその一環である。実地の情報をもれなく、皇帝のもとにあげるようにし

むけつつ、地方をあずかる督撫をまったく皇帝の直属としてしまった。

実地の政治は督撫におこなわせ、その方針、行動を皇帝が六部に諮問しつつ、コントロールする。こうして中央、地方を直接、厳重に監視、統制したことで、中華の伝統的な皇帝独裁制は究極まで、おしすすめられた観がある。

旧制に手をふれない統治原則は、対外的な関係についてもいえる。北に向けては、モンゴルの大ハーンとして君臨したから、たとえば明朝が遊牧民国家と結んでいた関係とは、自ずから異なっている。ツァーをチャガン・ハンとよび、清朝皇帝はボクド・ハーンとよばれたロシアとの関係などは、その典型とみることができよう。「相互主義」的なネルチンスク条約やキャフタ条約は、あくまでそのなかでとらえるべきもので〔吉田 1971〕、同じく条約とはいっても、19世紀以降のそれとは、この点で前提を異にする。

清朝が明朝の後継としてふるまったのは、東南方面である。朝鮮、琉球、ベトナムなど、周辺国との朝貢関係は、明代をほぼそのまま踏襲した。しかしここでも、明朝の先例をただ墨守したわけではない。その朝貢と不可分だった海外渡航の制限と海上貿易の統制を大きく緩和した。前代に禁じられていた民間の貿易を公認したわけである。これは海岸線を境界として、華と夷を隔絶しようとした明朝の姿勢とは逆であって、清朝の体制の発現とみることができる〔岡本 1999〕。これによって倭寇や鄭氏など、不穏がつづいた沿海地方は、みちがえるほど治安がよくなって、平和な貿易関係が発展した（1-4「沿海社会と経済秩序の変容」参照）。

こうして朝貢と貿易が、清朝の主たる外国との関係の持ち方となる。前者はあくまで中央の典礼、後者は沿岸地方の商行為であるから、それぞれ礼部と地方官が管轄した。したがってそこには、われわれが普通にイメージする、国家が専轄する外交や外政機構は存在しない。それで必要にして十分、何の不都合もなかったのである。

清末の到来

以上の体制は、18世紀まではうまく機能した。東アジアが清朝治下で、空前の繁栄と平和を謳歌したのも、その所産である。けれども永続することはなかった。

乾隆時代に絶頂をむかえた繁栄は、人口の増加をはじめとする社会、経済の飛躍的な拡大をもたらした。それは漢人の統治にかかるコストが、量的に激増したことを意味する。既存の体制でそのコストをまかなえるうちはともかく、そうできなくなれば、体制を変えざるをえない。そんな事態が誰の目にも明らかになったのが、ちょうど19世紀の幕開け、代表的な事件は白蓮教徒の乱であり、体制の変革を余儀なくされたのが、1850年代、太平天国、アロー戦争をはじめとする内憂外患の時期であった（1-5「清代後期における社会経済の動態」参照）。

清朝の漢人統治は、実地には分権的な「以漢治漢」でありながら、中央地方の官僚を皇帝みずから直接統率し、自在に動かしてゆく独裁体制である。皇帝に官僚を押さえ込むだけの力量を要したから、皇帝その人がぬきんでて英邁でなければならなかった。しかし19世紀には、なすべき国事が急増したため、いかに英邁であっても、ゆきとどきかねるようになる。

乾隆帝を名君というなら、嘉慶帝、道光帝ともに劣らぬ名君である。それでも18世紀の「盛世」と19世紀の「衰世」というイメージのコントラストは歴然で、皇帝の評価にも直結してきた。しかしそれは皇帝の個性や能力より、むしろ体制の問題である。清朝的な皇帝独裁は、19世紀の現実に対処しきれなくなっていた。いわば制度疲労をおこしていたにもかかわらず、破綻させなかったのが、嘉慶帝と道光帝の手腕というべきだろう。

だがその破綻は、時間の問題であった。19世紀の半ば、咸豊年間に太平天国をはじめ、あいついで内乱がおり、しかもなかなか有効に対処できなかったことが、その間の事情を物語っている。10年の試行錯誤をへて、旧来の体制には大きな改変がくわった。

まず皇帝の矮小化である。咸豊帝を境に、百官を自ら統率する名君の時代は終わりを告げ、以後の同治、光緒、宣統の三帝はいずれも幼君、さもなくば実権のない存在となった。その資質や能力は、もはや問うところではない。

こうなったのは、もちろん後継者の問題に起因する。けれども19世紀の情勢にかなう展開でもあった。皇帝が成人であれば、否応なく旧来の皇帝独裁が求められる。それでうまくいかないため、条件をかえる結果となった。つまり、皇帝独裁が統治コストの増大を負担しきれなくなった結果、その一身に集中す

る権威権力権限を分散して、コストを吸収しようとしたわけで、いわば分業分担による効率化をはかったのである。

中央では同治年間以降、西太后の垂簾聽政となる。たてまえとしては、皇帝独裁は存続しているものの、皇帝本人は幼少なため、権力と責任の所在が判然としなくなった。かてて加えて、その爪牙をなす八旗の指導層と軍勢力が内憂外患で打撃をうけ、自ずから地方大官の裁量が相対的に大きくなった。いわゆる督撫重権の現象である。

地方では内乱を実地に平定する必要から、督撫が個別に、軍勢力とその維持に必要な財政権とを掌握しなくてはならなかった。団練、郷勇から湘軍、淮軍にいたる新軍隊、捐納（一種の売官）、釐金（一種の内地通行税）、関税などの新財源は、いずれも管轄領域を確実に治めるために、生みだされたものである。結果として、増大した統治コストをまかなう役割をになった（1-6「中華帝国財政の近代化」参照）。

皇帝を代理する西太后じしんは、けっして実地の政治に強力なリーダーシップを発揮するタイプではなかったし、またそれほどの能力もなかった。自らの利害に反しないかぎり、事情に通じた当局の処置にまかせている。それが督撫の拡大した裁量を正当化するにひとしくなり、中央の君臨と地方の統治は、バランスを保って噛み合った。

だから必要であれば、その正当化と均衡は、慣例にそむいてでも維持された。先帝と同じ世代の光緒帝を擁立したこと、あるいは李鴻章を四半世紀にわたって、直隸総督、北洋大臣の地位にすえつづけたことは、その最たる事例である。

こうして、中央の垂簾聽政と地方の督撫重権の組み合わせという清末の体制ができあがる。それは19世紀に入り、旧体制で動揺がつづくなか、安定を模索して出た一つの結論でもあった。統治構造をなりたたせる要素そのものは、18世紀とほとんど変わっていない。しかしそれぞれの比重と役割を改めることで、新しい情勢に対処できる体制となったのである。

2. 清末の制度構成

「夷務」の時代

清朝の対外関係は、さきにも述べたように朝貢と貿易、いいかえれば、首都宮廷の典礼と沿海地方の商行為からなりたっていた。もちろんこれはごく便宜的な説明であって、朝貢にせよ貿易にせよ、よくみれば、時期、場所、相手によってさまざまなヴァリエーションがある。現実にはそれぞれが個別独立の、異なる関係にほかならない。われわれが理解しやすいように、朝貢、貿易という概念で分類している、というほうが正確なのだろう。

ともかく時間の経過とともに、比重を増してきたのは貿易、なかんずく西洋諸国とのそれである。当時この貿易を互市、通商などとも称する。字面だけみれば、いずれもほぼ中立的な表現だが、その位置づけはやはり無色不偏、一定不変ではありえなかった。

西洋諸国とりわけイギリスの中国貿易が、きわだって盛大かつ重要になってきたのは、18世紀の後半に入ってからである。客観的にみれば、この貿易が当時の中国経済全体におよぼす影響は、決して小さくなかった。上述した社会経済拡大の一環、いな原動力だといっても過言ではない〔岸本 1997〕。当然それにともなって、処置すべき事務も急増する。

ところが、こうした増大と反比例するかのようには、清朝の側では、一般の官僚士大夫のみならず、皇帝をはじめとする当局者たちも、外国をおしなべて「外夷」とみなす傾向を強めてきた。貿易およびそれに関わる事務手続も、朝貢になぞらえた上下関係を強調し、恩恵的に取引を許してやる、とのみかたになる。史上有名なマカートニー、アマースト使節に対する態度はその典型であり、ロシアの場合もその例にもれない。貿易を中心とする、こうした外国との関係を、当時「夷務」と称した〔岡本 2007a〕。

このように、客観情勢と主観認識がかけ離れてゆくなか、おこったのがアヘン密輸問題であった。事実としては、アヘンが毒物、禁制品でありながら、銀の流出をもたらした、財政経済変調の要因になったからこそ、にわかには問題化したわけだが、それは西洋との貿易が、いかに大きな影響を中国に及ぼしていたか、にもかかわらず、清朝の側がそうした情勢をいかに過小評価していたか、

を物語っている。

そのアヘン問題がこじれて勃発した戦争の結果、むすばれたのが1842年の南京条約である。清朝はここではじめて、条約というものを締結した。戦勝の結果これを強要したイギリス、ひきつづき条約をむすんだアメリカやフランスは、条約が西洋流の国際関係にもとづくものである以上、当然みずからの論理と利害にしたがって、その条文を解釈する。

清朝の側はこれに対し、戦いに敗れて調印を強いられたものであるから、条約に拘束力があることは理解していた。それでもその姿勢が、大きく変わったわけではない。清朝からみれば、それまで個別に貿易をおこなっていた相手と、やはり個別に新しい約束をただけで、それで技術的な細目が変わっても、関係の原則に変更の必要はみとめられない。

条約関係というものは、あくまで旧来の関係の延長上にあつて、要するに、暴れた外国をおとなしくさせ、目前の困難な時局を収拾するための方便にすぎない。それが清朝の立場である。だから「外夷操縦」という「夷務」の認識も旧態依然であった。たとえば最惠国待遇条項にしても、西洋諸国を平等、「一視同仁」にあつかわないと、騒擾をひきおこすかもしれない、という危惧から承認したものである〔坂野 1970: 6-26, 441〕。ほかの周辺国、朝貢国に条約の影響が及ぶなど、思いもよらなかったし、外国に対する制度や組織がかわることもなかった。その管轄はやはり、開港場の所在する現地当局がいっさいうけもつことになる。

しかしこれでは、条約を結んで新たな関係に入った、と思っている西洋の側はおさまらない。こうして軋轢が高まるなか、1856年におこったのがアロー号事件であり、イギリスとフランスはそれを機に、ふたたび関係をあらためようと戦争にもちこんだのであった。

アロー戦争以後

清朝はこのアロー戦争で、北京に英仏連合軍の侵入を許し、城下の盟を余儀なくされる。これまでと同じ態度、姿勢、制度で西洋列強と対することは、もはや不可能となった。

1858年の天津条約、1860年の北京協定は、貿易市場の開放に重きをおいて

いた南京条約とは異なり、西洋式の外交、国際関係をとりむすぶことを企図したものである。交渉時最大の係争点となった、外国公使の北京駐在の規定は、その典型だといえよう。

これに応じて、外国公使と首都で日常的に交際折衝すべく、^{そうりごもん}総理衙門が設立された。外国側から見ると、ようやく外務省に相当する官庁ができたのである。これをはじめとして、対外関係にあたる機関は、南京条約締結時の20年前と比べて、大きく様変わりした。

各開港場を管轄して、各国の領事と日常的な折衝に応じたのは海関道である。もともといくつかの府州をまとめて監督する道台という官員で、開港場の所在する地域では、内外の交易を管理し関税を徴収する海関の責任者を兼ねることが多かった。天津の津海関道のように、開港後に海関を専門に設けられたものさえある。この海関は外国貿易に対しては、とくに税務司という外国人官吏を入れて、西洋式の行政をおこなった。金銭出納の実務は海関道がうけもち、情報収集や会計監査は税務司があたるという関係になる〔岡本 1999〕。

海関道は各省の督撫の部下であると同時に、南北洋大臣にも属した。南洋大臣は上海以南の、北洋大臣はそれより北方の開港場を統轄し、それぞれ両江総督と直隸総督が兼任する。この南北洋大臣は元来、対外交渉をひきうけてきた広東、上海の欽差大臣の流れを汲むもので〔坂野 1973: 202-203, 265, 267〕、ひきつづき現実の交渉にあたるよう想定されていた。国内の軍権、財権を掌握する督撫がその任を帯びたことは、以後の対外関係の推移に大きな影響をおよぼす。

各海関の外国人税務司は、イギリス人総税務司ロバート・ハートに直属した。この総税務司は北京に駐在して総理衙門に属したから、海関の外国人官僚群は、清朝の外政官僚とは別の組織系統をなしていたことになる。総理衙門はこのルートから、貿易や交渉など、対外実務のくわしい情報を得ることができた〔岡本 1999〕。

このように、清朝を代表する外政機関として、主要な開港場をたばねる南北洋大臣と首都にある総理衙門とが併設された。後者の地方の出先が前者であるかのように見えるものの、実際にはこの二者は統属関係にはなく、いずれも皇帝に直属した。そうした点、一国の外交を一元的に統轄する近代国家の外務省の機構とは、本質的に異なっている。そのため西洋諸国の期待は、時間の経過

とともに裏切られる結果となる。

イギリスがアロー戦争時に、公使の北京駐在を執拗に求めたのは、「西洋の絶対王制」のアナロジーから、清朝の統治構造を中央集権的だとみていたからである。つまり開港場の状況を自らに有利に導くには、首都に出先を置いて、中央政府から現地当局に圧力をかけるようにしたほうが、効果的だと判断した [Banno 1964: 13-17] のである。しかしそれは、第1節で論じた統治構造からすれば、大いなる誤解だというほかない。

たとえば総理衙門は、首都で外国と折衝する局面が続いたため、臨時に任じたその交渉人員を常設機構化したものにほかならない [Banno 1964]。その構成人員はほとんどの場合、別に本務の官職を有していて、一時的にいわば出向するかたちで兼務したわけで、その臨時的な本質が、かわることはなかった。開港場に直属の下僚をもたず、財力、武力の裏付けもない総理衙門の判断力、実行力は制度上、はじめから微弱だったのである。

しかも首都の北京では、アロー戦争当時から、排外的な保守派が優勢で、しばしば外国との妥協を妨げていた。「清流」として根強く残存したこの勢力が、たえず掣肘をくわえたため、総理衙門は外国に関わって、思い切った決断や行動をとることはできなかった。その代わり、総税務司のハートから入ってくる開港場、海外の情報をを用いて、当局者、実務者に対する監督の役割に徹するようになった。総理衙門との交渉を試みた外国側が、しばしば「延期衙門」と揶揄した決断力の乏しさも、サボタージュというより、制度機構上の位置づけがしからしめたところなのである。

対外関係に実行力を有したのは、地方で開港場の統轄にあっていた南北洋大臣、とりわけ当時、最大の軍隊と財力をもっていた北洋大臣の李鴻章である。かれは1870年、直隸総督に任命され、北洋大臣を兼ねてから、1895年に日清戦争で敗れるまで、めざましい実務能力を発揮した。その手を経ない対外交渉は、皆無だといっても過言ではない。

これでは公使の北京駐在を求めた外国側からすれば、何のためにアロー戦争を戦ったのかわからない。けれども李鴻章が在任した25年間、対外関係はたしかに大過なかった。長くとも5年前後で交代した南洋大臣とちがって、北洋大臣に居すわりつづけた事実じたい、かれがいかに内外から大きな支持をえ、

なくてはならぬ存在とみなされたかを物語る。

こうして対外関係において、首都の総理衙門の監督と地方の李鴻章の実務という組み合わせができあがる。これが第1節に述べた、垂簾聴政と督撫重権の体制にみあった推移であるのは明白だろう。対外体制においても、制度構成の原理は変わらない一方で、その役割と比重はあらたまっている。総理衙門や南北洋大臣という新たなポストの設置もその結果なのであり、19世紀前半までの「夷務」とは区別して考えなくてはならない。当時の表現でいえば、それは「洋務」であり、その内実を総体的に考えることが、この時期の特質をとらえる鍵となる。

3. 清末の対外関係

1860年代と総理衙門

1860年以降の対外関係は、10年ごとにまとめて考えるとわかりやすい。第一の1860年代は、それまでの方法では通用しなくなった西洋諸国との関係を再編した時期である。アロー戦争で天津条約をむすんだ英仏米露の四か国と関係を正常化するとともに、ほかの欧米諸国とも新たに条約を締結することとなった。そのいずれにも、発足もない総理衙門がリーダーシップをとっている。

これには、地方大官がなお内乱鎮圧に手をとられていたこと、列強がいわゆる「協力政策」をとって北京政府を支持し、ことさら総理衙門を交渉の相手としたこと、などが要因としてあげられる。総理衙門もそんな動きにこたえて、外国と協調的な態度をしめし、同文館の設立や万国公法の翻訳刊行、欧米への使節派遣など、西洋の文物を積極的にとりいれようとする姿勢をとった [坂野 1973: 275, 278-279]。

1861年から69年の間に、総理衙門の指揮のもと、プロイセン（ドイツ）、デンマーク、オランダ、スペイン、ベルギー、イタリア、オーストリア=ハンガリーと条約が結ばれた。外国側が英仏米露の天津条約をモデル、目標として交渉に臨んだのに対し、総理衙門は少しでも自らに有利な方向に、条文をあらためようとした。そうした努力はほとんど実を結ばなかったけれども、当時のかれらの関心をよくあらわしており、なかんずく注目に値するのは、最恵国待遇

条項の適用を限定しようとしたことである〔坂野 1970: 225-226〕。この利害関心はオルコック協定と日清修好条規において、本格的に示される。

イギリスと結んだ天津条約の第 27 条に、締結 10 年後に条約を改正できるとの条文があり、これに応じ、1868 年に双方の要望にもとづいて、条約改訂交渉がおこなわれた。その結果、1869 年 10 月 23 日に調印された条約をオルコック協定という。

この命名はもちろん、イギリス北京駐在公使ラザフォード・オルコックにちなんだものであり、かれの活動がいわば、「協力政策」を体現、集大成していた。すなわち自国商人の過度の要求をおさえながら清朝に宥和的な姿勢を示し、必要な譲歩をかちとろうとした戦略である。オルコックは当時のイギリスにとって重要だった内地課税問題を、実務的に解決することに重点をおいて、総理衙門を相手に交渉をすすめる、その合意をとりつけるのに成功した。そして清朝側の求めに応じて、有条件的最恵国待遇を規定したのである。

この協定に対し、イギリスでは在華商人はじめ、貿易関係者が激しい反対運動をおこした。もとの天津条約のほうが、まだまだとみなしたからである。英本国政府はそのため、協定の批准を拒否せざるをえなかった。この結果は清朝側で、総理衙門の姿勢と能力に疑問をいだかせ、その勢力を弱めることとなる〔坂野 1973: 282-286〕。

こうした趨勢に拍車をかけたのが、オルコック協定の批准拒否とほぼ時を同じくしておこった、1870 年 7 月の天津教案である。フランスのカトリック教会とキリスト教徒に対する襲撃、殺害のみならず、フランス外交官や清朝の地方官も犠牲になったこの事件は、重大な外交問題となり、天津には各国の軍艦が集結して、武力衝突寸前にまでいった。

この事件はけっきょく、清朝側が責任者の処刑、処罰と賠償金の支払い、謝罪使の派遣をおこなうことで解決をみる〔吉澤 2002: 67-70〕。ここで明らかになったのは、列強の「協力政策」が名実ともに、終焉をむかえたことである。外国側はこれ以降、清朝、総理衙門に必ずしも協調的ではなくなり、利害の対立を前面に押し出すようになった。

総理衙門はそのために指導力を失い、清朝外政の中心ではなくなった。その勢力は元来、列強の支持に支えられていた側面があったからである。それに代

わったのが、天津教案のさなか、^{わいくん}淮軍をひきいて天津に赴任してきた李鴻章である。かれの存在と活躍が、清朝の対外関係において 1870 年代以降の段階を、60 年代とはっきり分かつ指標となる。

1870 年代の意味

1870 年代は明治日本の登場で幕を開ける。李鴻章の本格的な外交デビューも、日清修好条規の交渉締結だが、これは従来の条約とは趣を異にする。たとえば最恵国待遇条項が入っていなかったり、領事裁判権を双務的に認めあったりしたところは、60 年代の関心の連続だともいえよう。しかし清朝側にとって、日清修好条規を締結した最大のねらいは、日本が中国の沿岸や朝鮮半島に武力侵攻してこないようにするにあった。第 1 条の「両国所属の邦土、稍も侵越有るべからず」という文言がそれである〔佐々木 2000: 15-31〕。

ここからわかるように、このころから対外関係において、辺境の防衛という意識が前面に出てくる。外国側が協調よりも対抗の姿勢を強めてきた事態に応じた変化だといってよい。そしてロシアと日本がその焦点となった。いわゆる「塞防」と「海防」である。

西北方面は 1860 年代から、各地でムスリムの反乱がおこり、とりわけ新疆^{しんきょう}地方では、コーカンドからカシュガルに入ったヤクープ・ベクが、一大独立国家を築いた。この政権は 70 年代に入って、隣接する英露と条約をむすび、いったんは国際的に承認されたものの、西北の反乱平定に専念してきた左宗棠^{さそうとう}の遠征軍に敗れて瓦解する。

清朝はこうして、1877 年までに新疆のほとんど全域を回復し、70 年代のはじめにイリ地方を占領していたロシアと、あらためて直接に対峙することとなった。新疆、モンゴルを確保するため、内陸アジアに防衛の意を注ぐべきだというのが、いわゆる「塞防」論であり、そのはるかな標的は、陸上で境界を接するロシアにある。

左宗棠の新疆回復作戦と時を同じくしておこったのが、台湾出兵である。琉球の漂流民が台湾の生蕃に殺された事件の責任を追及するとして、日本が 1874 年、台湾に武力を行使すると、日本への警戒はにわかになら高まって、沿海の防御を整備して海軍を建設する「海防」がとなえられた。李鴻章は新疆を放

棄してでも、「海防」を優先すべしと説き、これ以後、日本を仮想敵国として北洋海軍の建設に邁進する。

このようにあいつぐ対外的な危機で、日露という清朝の主敵が明確になる。それぞれに対する憂慮は、もちろん立場や見方によって一様でなかったが、総じていえば、ロシアよりも日本を危惧する傾向が強い。ロシアとは難渋な交渉を重ねながらも、1881年にペテルブルグ条約をむすび、イリ地方の返還をうけて、どうにか安心できる関係に入ったのに対し、日本とは必ずしもそうはいかなかった。台湾出兵が清朝の当局者に衝撃を与えたのは、何より日清修好条約でとりきめた「邦土」不可侵の約束を、日本がやぶったからである。条約の拘束力が通用しない、何をするかわからない、というのが日本に対するイメージだった。

こうして、のちに続く対外関係の基本的な構図は、1870年代にできあがる。それでもこの時期は、なお深刻な危機にはみまわれていない。70年代の末、ロシアは露土戦争、日本は西南戦争で手をしばられて、中国に目を向ける余裕がなかったからである。そんな情勢を看破して、この「いわば息抜きの時間」のうちに「軍備の充実、鉄道、電信の建設などに努力」し、態勢を整えなくてはならぬというのが、李鴻章の心算だった〔坂野 1985: 94〕。しかしその「努力」が成果をあげないうちに、四囲の情勢が大きく動きます。

4. 1880年代と属国

外政の転換

1880年代は清末外政の転換期である。1879年の琉球処分、清朝のいわゆる琉球の「滅亡」で幕を開けたこの10年間は、中国の周辺で同時継起的に危機がおこり、それをしのぐことが要請され、したがって李鴻章の手腕がもっとも問われた時期であった。

辺境の情勢をみると、北方のロシアとの関係は、緊張をはらみつつも、国境を画定してひとまずの安定に向かったのに対し、東南方面は以前にまして、憂慮すべき事態になってくる。インドと雲南に介在するビルマ、雲南、広西、広東に隣接するベトナム、東三省に接し都に近い朝鮮半島のいずれにおいても、

楽観を許さなかった。ビルマはイギリス、ベトナムはフランス、朝鮮は日本がそれぞれ大きな利害関係を有していたからであり、清朝との矛盾がこの80年代に顕在化したのである。

この三方面には、共通点がある。いずれも清朝の属国、朝貢国であり、当時はその属国に、列強が勢力を伸ばしてきた局面だった。日本に「滅ぼされた」琉球が、そもそもそうである。琉球処分が清朝の当局者に大きな衝撃をあたえたのは、琉球そのものよりも、属国が外国に奪われた、というところにあって、本来たがいに別個で独立していた各々の属国との関係が、ここにおいて、にわかに関連を帯びてくる。属国の琉球が滅ぼされたから、同じく属国である朝鮮にも、危機が及びかねない、というように。

「属国」といっても、国際法上の、西洋近代の属国ではない。朝貢をおこなさえすれば、それで属国となりえたわけで、清朝は冊封しても、その内政外交には容喙干渉しないのが、むしろ原則となっていた。それでも清朝と属国のあいだには、儀礼上、一種の上下関係が厳存していたから、清朝の側は80年代の危機的な局面にたちいたると、安全保障上の関心から、旧来の属国との上下関係を実体化して、本国を守る防壁とすることをめざした〔岡本 2007b: 171-172〕。いわば朝貢国の緩衝国化、保護国化であって、「緩衝国のベルト」という概念〔坂野 1973: 79, 83, 318-319〕は、このときはじめて内実をもったものとなる。それと同時に、二国間関係の併存でしかなかった清朝の対外関係は、はじめて各々の関係が相互に関連する一体の外交となる契機をえたのである。

こうした転換を主導したのが、在外公館と李鴻章である。1870年代の末から欧米、日本に設置された在外公館は、任国との交渉にあたるかたわら、その制度をいち早く吸収して、本国に西洋流の国際関係構築をよびかけた〔岡本 2008a〕。李鴻章はそうした提言をうけて、実施にうつす役割を果たす。

同時的に危機が継起したため、ひとしく属国ではあっても、対処にあたっては、その重要性にかんがみて、優先順位をつけざるをえなかった。海を隔てた琉球、あるいは山岳で隔てられているビルマはまだよい。重大なのは南方のベトナムと東方の朝鮮である。

ベトナムと朝鮮

清朝の立場からみると、ベトナムと朝鮮とは一種の並行現象を呈している。いずれも1870年代の半ばに、ほかの国と条約を締結し、清朝はその当時、介入に消極的だったのに対し、80年代に入ると俄然、積極策に転じる、という経過をたどった。とはいえ、具体的な事実の性格や結果は、もちろん両者お互いに異なる。そのあたりをたどってみよう。

1874年3月15日、フランスは阮朝ベトナム政府とサイゴン条約を結んだ。これは第2条に、ベトナム国王の「主権とあらゆる外国に対するその完全独立(son entière indépendance)を認める」、第3条に、ベトナム国王は「フランスの保護に感謝して(En reconnaissance de cette protection)、自国の対外政策をフランスのそれに従って決定する」と規定しており[Cordier 1902: 268]、ベトナムが本格的な植民地化に向かう契機となる。しかし清朝はこれに対し、ベトナムが「もと中国の属国に係る」と表明はした[坂野 1973: 349]ものの、それ以上の行動には出なかった。

その2年後、1876年2月3日、朝鮮は日本との江華条約に調印した。その第1条は「朝鮮国は自主の邦」であり、「日本国と平等の権を保有す」と規定する。清朝はこれに対しても、朝鮮が日本と「通商往来するかどうかについては、その自主によるのであって、そもそも清朝が干渉できるものではない」としたのである[岡本 2004: 30-31]。いずれも「独立」「自主」をさだめ、清朝の宗主権を否定する含みをもっていたにもかかわらず、清朝はあえてそれを問題とはしなかった。

この時期は西北で新疆回復作戦が進行するなか、「海防」「塞防」の論議もおこって、大方の注意はそちらに向いていたのであろう。ベトナム、朝鮮の方面では、なお危機感の切迫にはいたらなかったのである。

ところが1880年代に入ると、事態は一変した。まずベトナムである。ハノイ周辺のいわゆるトンキン地方でフランス軍の活動が活発化し、駐仏公使曾紀そうき沢が時を同じくし、ベトナムに対する清朝の宗主権をとなえて、フランス外交当局に抗議をはじめた。フランスの側はベトナム「独立」とフランスによる「保護」を一体とみなしていたのに対し、清朝はトンキンの保護権を留保したいと考え、そのためにベトナムとの「属国」関係を強調したのである。いわば

この「保護」の争奪が、清仏を対立させる根本要因をなしており、李鴻章はそれを妥協させ、戦争を回避すべく奔走する。1882年に駐華公使ブーレと交わした覚書、特使トリクーとの難渋な交渉[岡本 2007c]、1884年に海軍中佐フルニエと結んだ協定[岡本 2008b]は、いずれもその所産である。けっきょくいずれも奏功せず、戦闘に敗退した清朝が「保護」の実質を断念し、「属国」の「体面」を保持するかたちで、和を講じざるをえなかった。

朝鮮半島に対する危機感の高まりは、日本の琉球処分にはじまる。属国「滅亡」の脅威が及ぶと懸念されたのであり、江華条約の「自主」が警戒的になった。駐日公使何如璋かじしやうは朝鮮を国際法上の属国とすべしと建言したが、本国は関係国と摩擦をひきおこしてまで、その措置にふみきることはできなかった[鈴木 1992: 553-560; 岡本 2004: 40-44]。

そこで李鴻章は朝鮮に欧米諸国と条約をむすばせることにする。日本を牽制すると同時に、朝鮮は清朝の「属国」で、しかも内政外交が「自主」だという「属国自主」を明文化して、関係国に承認させるのが、そのねらいであった。ところが日本も西洋諸国も、その内容をはかりかねただけでなく、清朝と朝鮮のあいだでも、見解が一致しなかった。清朝は「属国」を前提として「自主」を名目だとみなしたのに対し、朝鮮は「自主」を前提として「属国」を儀礼にすぎないとみたからである。そこには不可分の、朝鮮に対する保護権はどの国がもつかの問題もあって、その確たる解答がなかなか出なかったことが、かえって一種の勢力均衡をもたらした[岡本 2004]。1885年以降、朝鮮半島が10年の平和を保ったのは、そこに大きな原因がある。この点、「保護」の帰趨が清仏のいわば二者択一となって、戦火を惹起したベトナムとは異なっていた。

李鴻章がおこなった交渉活動は、属国が独自に外国とむすんだ条約をみとめながらも、なおその国を属国、保護国と位置づけようとしたもので、西洋的な近代外交としては、きわめて異例であった。それでも通用したのには、それなりの理由がある。

まず李鴻章が築き上げた北洋の軍事力である。その内実は空疎で、かれ自身それを熟知し、不本意に感じていた。異例の外交になったのも、ひとつには、行使するに足らない実力を自覚していたからである[岡本 2007d: 10-12]。しかし見かけだけでも大きな武力を擁し、しかも安易に発動しないところが、抑止

力として作用し、李鴻章の言動に千鈞の重みを与えていた。朝鮮方面はいわずもがな、清仏戦争においても、そうである。

さらに、その手腕をふるわせた清朝中央の存在がある。排外勢力の反対、「清議」の攻撃にもかかわらず、李鴻章を支持しつづけた西太后、総理衙門の役割は、表面にあらわれにくいけれども、決して見のがしてはならない。そして基本的に現状の維持をのぞみ、破局をさけるべく、異質性をあえて黙認した外国側の姿勢も、大いにあずかって力があつた。

1880年代の極東が曲がりなりにも安定を保ったのは、以上の要因が組み合わさっていたことによる。それなら、その一つでも欠ければ、安定は動揺しかねない。そうした局面は、遠からず訪れるのである。

おわりに

1890年代は、次の時代に向かう胎動がはじまった時期である。1890年、ビスマルクがドイツ帝国の宰相をしりぞき、いわゆる独露再保障条約の非更新と露仏の同盟をもたらした。同じころ、旅順の軍港と砲台が完成し、清朝の鉄道が山海関をこえ遼東方面にのびると、ロシアが警戒をつよめて、フランス資本を活用したシベリア鉄道の着工にいたる。それが今度は、ロシアの南下をおそれるイギリスと日本の危機感を高めてゆく。その焦点をなすのが朝鮮半島で、まず外国の側が極東の現状維持にあきたらなくなった。

1894年夏に勃発した日清戦争は、何よりその所産である。しかしそればかりではない。李鴻章が東学の蜂起にあたり、先んじて朝鮮に軍隊を送りこんだのは、武力の行使に一貫して慎重だった旧来の原則にそむいており、かれの企図にかかわらず、これが戦争の導火線となってしまった。しかも避戦に傾くかれを、清朝中央は支持せず、戦争へ追い立てた。かれの軍事力は日清戦争で潰滅し、かれ自身も失脚する。それまで対外関係の安定を支えてきた要因は、ことごとく失われた。

こうなつては、異例の外交もゆるされない。下関条約、三国干渉、露清密約にはじまる列強の利権獲得競争に抗うすべはなく、「瓜分」の道を歩むほかなかった。そのなかで、中央の君臨と地方の統治とのバランスがくずれ、双方は

相互不信をつのらせてゆく。これはあらゆる方面にあてはまる事象で、外政も例外ではない。本章で述べてきた清末の対外体制の崩壊過程だといえよう。

それでも1898年の戊戌変法までは、李鴻章や張蔭桓^{ちやういんかん}、許景澄^{きよけいちょう}ら、1880年代に国内外で外政の実務に携わっていた人物が、総理衙門大臣に任じた。張蔭桓はもと駐米公使、許景澄は駐独、駐露公使である。かれらが健在なうちは、まだ外政でありえた。けれども変法以後、1900年の義和団事件にかけて、かれらが失脚、流配、あるいは処刑で姿を消すと、あとに残された清朝中央の行動は、もはや外政というに値しない。むきだしの排外であつて、その帰結が八か国連合軍の北京占領である。生き残った李鴻章は、地方にあつては、あえて中央の意思にそむく東南互保に与し、中央においても、あえて地方の利害に抵触しかねない北京議定書の交渉にあつた。中央と地方の乖離は決定的になるが、それしか列強との関係修復の道はなかったのである。排外がどうか外政にもどつたことをみとどけて、李鴻章は世を去つた〔岡本 2007d: 12-13〕。

その逝去と時を同じくして、世紀は変わり、中国も新しい時代に入る。とりわけ政治思潮と政治制度に、それが顕著である。一口でいえば、前者はいわゆる民族主義、後者は新政あるいは革命、いずれも西洋的な近代国家をめざす動きにほかならない。

外政も軌を一にしている。清代の対外関係と統治構造にもとづいた旧来の体制は否定され、対等な主権国家どうしの外交関係と一元的専門的な外政機構の構築がはじまった。利権回収運動の一環をなす「修約外交」の出発〔唐 2006: 143-165〕と外務部の成立を皮切りとした制度改革〔唐 2002: 852-853〕が、その最たる事例である（2-3「国際社会と中国外交」参照）。

しかしその否定と構築は、決して円滑にはすすまなかつた。辛亥革命の各省独立、以後の軍閥分立は、19世紀最末期に生じた中央と地方の不信、乖離が増大した結果である。またそのなかで、新しい外政を主導したのは、1880年代の旧機構でキャリアを積んできた人々であり、その人脈や発想はなお、旧態依然の部分が多く残っていた〔箱田 2009〕。民国以後の外政が「近代外交」をめざし〔川島 2004〕ながらも、現実にははなはだ多元的で、かつ中華的な「伝統」を強く意識する、という一種の逆説は、清末以来のこうした基底構造によつていられる。しかしその実態には、わからないことが少なくない。その解明はい

まさに、はじめたばかりなのである。

〔参考文献〕

- 石橋崇雄 2000 『大清帝国』 講談社
- 岡本隆司 1999 『近代中国と海関』 名古屋大学出版会
- 2004 『属国と自主のあいだ——近代清韓関係と東アジアの命運』 名古屋大学出版会
- 2007a 「「朝貢」と「互市」と海関」『史林』90巻5号
- 2007b 『馬建忠の中国近代』 京都大学学術出版会
- 2007c 「属国と保護のあいだ——一八八〇年代初頭、ヴェトナムをめぐる清仏交渉」『東洋史研究』66巻1号
- 2007d 「「洋務」・外交・李鴻章」『現代中国研究』20号
- 2008a 「清末の在外公館と出使日記」同編『中国近代外交史の基礎的研究——19世紀後半期における出使日記の精査を中心として』平成17-19年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C））（研究課題番号17520478）研究成果報告書
- 2008b 「清仏戦争への道——李・フルニエ協定の成立と和平の挫折」『京都府立大学学術報告（人文，社会）』60号
- 川島真 2004 『中国近代外交の形成』 名古屋大学出版会
- 岸本美緒 1997 『清代中国の物価と経済変動』 研文出版
- 佐々木揚 2000 『清末中国における日本観と西洋観』 東京大学出版会
- 鈴木智夫 1992 『洋務運動の研究——一九世紀後半の中国における工業化と外交の革新についての考察』 汲古書院
- 箱田恵子 2009 「外交制度改革と在外公館——日露戦争後の人事制度改革を中心として」森時彦編『20世紀中国の社会システム』京都大学人文科学研究所
- 坂野正高 1970 『近代中国外交史研究』 岩波書店
- 1973 『近代中国政治外交史——ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』 東京大学出版会
- 1985 『中国近代化と馬建忠』 東京大学出版会
- 吉澤誠一郎 2002 『天津の近代——清末都市における政治文化と社会統合』 名古屋大学出版会
- 吉田金一 1971 「シベリア-ルート」榎一雄編『西欧文明と東アジア』（東西文明の交流 第5巻），平凡社
- 唐啓華 2002 「陸徵祥与辛亥革命」中国史学会編『辛亥革命与20世紀的中国』全3冊，北京：中央文献出版社，上册
- 2006 「清季官方修約観念与实践之研究」『国立政治大学歴史学報』26期

- Banno, M. 1964. *China and the West 1858-1861: the Origins of the Tsungli Yamen*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Cordier, H. 1902. *Histoire des relations de la Chine avec les puissances occidentales 1860-1900*, Tome 2, Paris: Félix Alcan.